



市民課

環境衛生係 ☎・内線1069

身近な特定外来生物を見つけたときの対処法

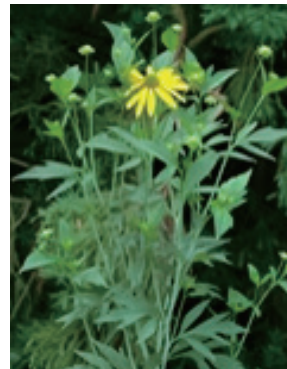
本来日本には生息・生育しておらず、国内に持ち込まれた海外起源の外来種を、外来生物といいます。中でも特定外来生物は、特に生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすと考えられるものとして、飼育・栽培・保管・運搬などが規制されています。

市内で確認されている特定外来生物は、オオハンゴンソウという植物で、北アメリカ原産のキク科の多年生草本です。庭などで見か

けたら、スコップなどを使って丁寧に根から引き抜き(少しでも根を残すと再生するため)、燃えるごみとして処理し、駆除してください。



詳しくはこちら



市内で確認された特定外来生物「オオハンゴンソウ」

飼い犬、猫へのマイクロチップ装着が一部義務化

動物愛護管理法の改正により、6月1日から、ブリーダーやペットショップなど(以下「ペットショップ」)の犬猫販売業者が販売する犬猫について、マイクロチップ(以下「チップ」)の装着と所有者情報登録データベースへの情報登録が義務化されています。

これに伴い、同日以降にペットショップから犬猫を購入した飼い主は、指定登録機関に登録されている登録情報を自らの情報に変更すること

が義務付けられました。

以前から飼っている犬猫やチップが装着されていない犬猫を譲り受けた場合は義務ではありませんが、装着・登録すると迷い犬・猫になった場合に解決の手助けとなるため、登録を検討してください。

チップの装着は獣医療行為のため、獣医師などが専用の注射器で装着します。



詳しくはこちら

ペットボトルは軽く中をすすいで集積所に搬入を

ペットボトルは、リサイクルすることですさまざまなものに生まれ変わります。次の点に留意して分別を心掛けましょう。

- ① キャップを外す
- ② 容易に外せるラベルははがす
- ③ 軽く水ですすぐ
- ④ リサイクル専用指定袋に入れる(キャップやラベルは燃えるゴミへ)
- ⑤ 指定日にごみ集積所へ

適切な処理をせず排出すると、リサイクル可能なものも焼却処分となってしまうため注意が必要です。



詳しくはこちら

[広告] この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

耳鳴り、めまい、聴力低下、腰痛症、骨粗しょう症、骨の病気、リウマチ等 お困りの症状を御相談ください

漢方のあさひ薬局

御相談予約専用 携帯からもご利用できるようになりました! ☎0120-204077



本 店/八幡平市大更25-118-1(国道282号沿い) TEL.0195-75-2227
西根中学校前店/八幡平市大更24-1-118(西根中学校前) TEL.0195-70-2311

<http://www.facebook.com/asahi.kanpou> <http://www.asahi-kanpou.com/>

